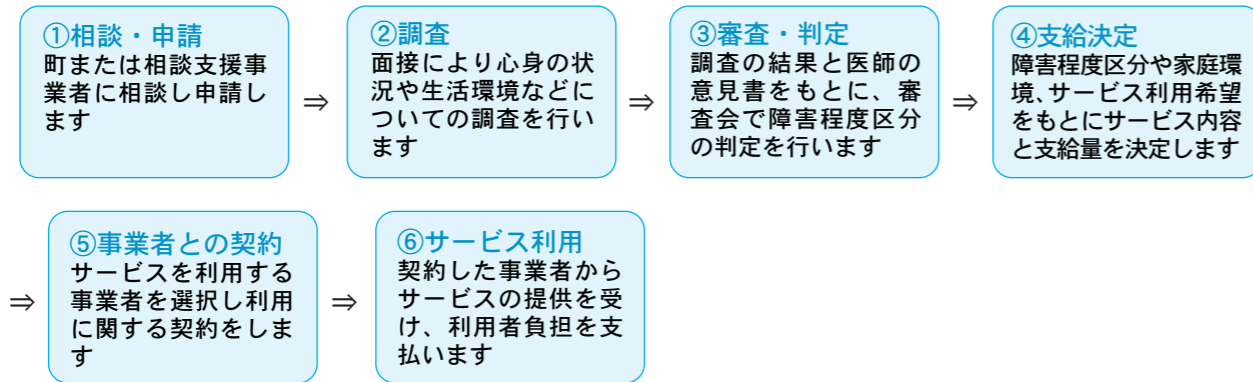


平成18年10月から新しい障害福祉サービスがスタートします

＜障害福祉サービスの利用のしかた＞

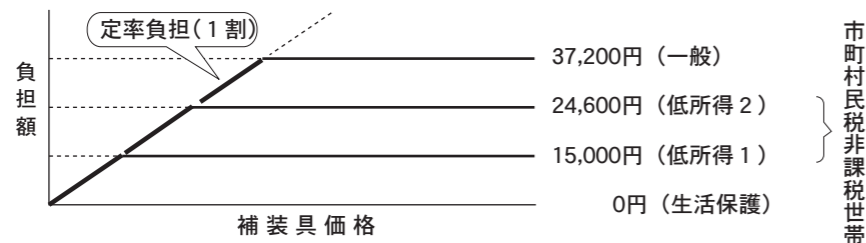
障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。市町村や指定相談支援事業者（※）にご相談ください。



（※）指定相談支援事業者は県の指定を受けた事業者で、障害福祉サービスの相談や申請の支援を行います。

補装具費の支給

- 対象となる補装具の種類の見直しが行われます。
- 利用者負担の見直し



●支給の仕組みが、これまでの現物給付から補装具費（購入費等）を支給する仕組みとなります。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は10月から新たにスタートする、地域の実情に応じて市町村や都道府県が実施する事業です。伯耆町では次の事業に取り組みます。

事業名等	サービス内容	利用者負担	委託先等
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。町の窓口のほか、町が委託している相談支援事業者でも相談に応じます。	無料	すてっぷ、まちくら、翼、もみの木園、境港通動寮
コミュニケーション支援事業	聴覚障害のある方へ、手話通訳者等の派遣を行います。	無料	NPO法人ふくろう
日常生活用具給付事業	重度障害者等に日常生活を便利にする用具の給付等を行います。 ＜これまでの制度との変更点＞ ●対象となる用具の見直し ●利用者負担の見直し	1割の定率負担と所得に応じた上限額を設定	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、社会参加等に必要な外出時の移動を支援します。	1割の定率負担と所得に応じた上限額を設定	居宅介護事業者等

【問い合わせ先】総合福祉課福祉支援室 ☎68-5534

平成18年4月から障害者自立支援法の一部が施行され、利用者負担の仕組みの見直し（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）や、自立支援医療費の給付が始まりました。

さらに10月からはサービス体系（種類）の見直しや地域生活支援事業の開始など、新しい障害福祉サービスがスタートします。

＜10月からの主な改正点＞

- ①新しいサービス体系による自立支援給付がスタートします。
- ②補装具制度の仕組みが変わります。（補装具費の支給開始）
- ③地域生活支援事業がスタートします。

新しい障害福祉サービス

日常生活に必要な介護等を受けられる「介護給付」と、自立生活に必要な訓練等を行う「訓練等給付」があり、在宅で訪問等を受けたりする「訪問系」サービスや、施設等に通所し利用する「日中活動系」サービス、施設等に入所する住まいの場としての「居住系」サービスがあります。

区分	種類	サービス名	サービス内容
訪問系・その他	介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
		児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
日中活動系	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
居住系	介護給付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

※この他、従来の施設支援サービスは5年間のうちに新しいサービス体系へ移行します。